

# Newsletter

## 我が国におけるIFRSロードマップと税務への影響、税務・経理担当者が検討すべき課題 租税条約等をめぐる最近の動向

### Contents

- ▶ 我が国におけるIFRSロードマップと税務への影響、税務・経理担当者が検討すべき課題
  1. 国際会計基準  
日本版ロードマップ
  2. IAS第12号「法人所得税」と  
新基準の公開草案
  3. 税務への影響と税務・経理担当者が  
検討すべき課題
- ▶ 租税条約等をめぐる最近の動向
  1. 日本-スイス租税条約の改正
  2. サウジアラビア王国との租税条約  
の基本合意
  3. バーミューダとの租税協定の  
基本合意

2009年6月30日に金融庁の企業会計審議会・企画調整部会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下、「ロードマップ」)が公表されました。

本号では、このロードマップの骨子、法人所得税に関わる国際会計基準の最新情報をご紹介します、また、税務への影響と税務・経理担当者が検討すべき課題について解説致します。

さらに、本号においては、昨今新たに基本合意に至っている租税条約等の動向についてもお知らせ致します。

日本-スイス租税条約は、発効後35年以上が経過した後の改正となり、投資先の国における投資所得に対する課税の軽減等が予定されています。

## 我が国におけるIFRSロードマップと税務への影響、 税務・経理担当者が検討すべき課題

金融庁の企業会計審議会・企画調整部会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下、「ロードマップ」)を、2009年6月30日に公表しました。その目的は、我が国企業に対する国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: 以下、「IFRS」)の適用についての将来展望を示すことにあります。今後、実務上の準備・対応をはじめとした諸課題に対する積極的な取り組みが期待されており、IFRSの我が国企業への適用がますます現実味を帯びてくるものと予想されます。

本号では、ロードマップ、国際会計基準(以下、「IAS」)第12号「法人所得税」とそれに代わる新基準の公開草案の順で、これらの要点を取り上げます。さらに、IFRSの適用が税務面へ与える影響と、税務・経理担当者が検討すべき課題を最後にご紹介します。

### 1. 国際会計基準 日本版ロードマップ

金融庁の企業会計審議会・企画調整部会は、「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を、2009年2月4日に公開草案として公表し、同年6月30日に修正を加えたロードマップを公表しました。

ロードマップは、IFRSの適用がEU以外の地域へ広がりつつあり、米国においても適用に向けた検討が開始された状況を踏まえ、今後、日本を除く世界のすべての主要な金融市場において、IFRSが用いられる可能性があることを見据えた上で、将来的にIFRSを日本にも導入すべく、将来の展望を示すものとなっています。

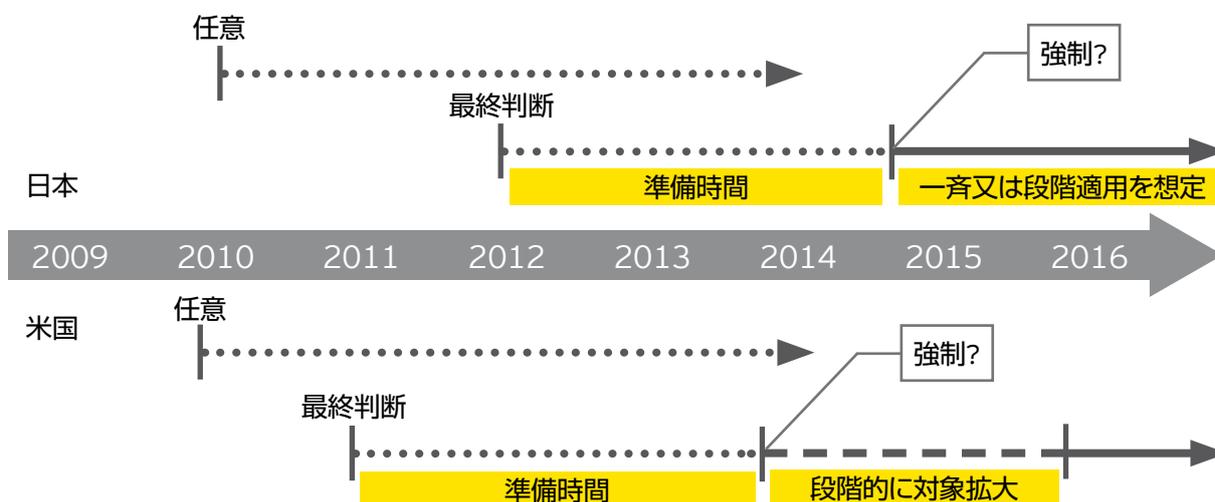
その骨子は、以下の通りです。

- ▶ 連結財務諸表規則の改正案に定義される「国際的な財務・事業活動を行っている企業」の連結財務諸表について、2010年3月期からIFRSの任意適用を容認する。
- ▶ 日本における将来的なIFRSの強制適用の可能性を検討し、2012年ごろを目途に判断を行う。
- ▶ 2012年に強制適用を判断する場合には、実務対応上必要かつ十分な準備期間として、少なくとも3年間を確保することにより、2015年又は2016年に適用開始する。
  - ▶ 強制適用を一斉適用とするのか、段階適用とするかについては、今後、改めて検討する。
  - ▶ 強制適用については上場会社の連結財務諸表を対象とし、個別財務諸表や非上場会社の連結財務諸表の取扱いについては、今後、改めて検討する。

2008年11月に米国証券取引委員会(以下、SEC)が、米国企業にIFRS適用を容認、強制適用するための「ロードマップ案」を既に公表しています(コメント期限は2009年4月で終了)。SECが公表したロードマップ案では、一定の要件を満たす米国企業については、2009年12月15日以降に終了する会計年度の財務報告からIFRSの適用を容認するとともに、2014年から財務報告を提出する全企業にIFRSを段階的に強制適用することの是非について2011年に決定する案を提示しています。

我が国と米国における今後のIFRSの任意適用及び強制適用についてのスケジュールを図にすると以下のとおりとなります。

(図表1) 日米のIFRS適用スケジュール



我が国のロードマップは、IFRSを個別財務諸表に対して任意適用することに関し、国際的な比較可能性の観点から必ずしもその必要性は高くないとしています。また、課税所得計算など他の制度との関係を整理するための検討・調整の時間が必要となることを理由に、少なくとも任意適用時には個別財務諸表においてはIFRSを適用しないことが適当であるという考えを明らかにしています。

ただし、上場企業の中にも、連結対象会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない企業があり、このような企業については、国際的な比較可能性等の観点から、日本基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表の作成を認めることが考えられるとしています。

その上で、IFRSが強制適用された場合の取扱いについては、前述の任意適用時の考え方に追加して、連結財務諸表との整合性を重視する立場から個別財務諸表をIFRSで作成すべきとの考えを紹介し、強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行うとしています。

さらに詳細については、以下の金融庁のウェブサイトをご参照下さい。

- ▶ 金融庁「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」の公表について  
(<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1.html>)

## 2. IAS第12号「法人所得税」と新基準の公開草案

IFRS及び米国基準を中心とした、世界的な会計基準のコンバージェンス作業が進むなか、IAS第12号「法人所得税」の改訂作業が進められ、2009年3月31日に国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board、以下「IASB」)は新基準の公開草案(Exposure Draft、以下「公開草案」)を公表しました。今後、必要な修正が加えられた後、最終基準化されることに決定された場合には、公開草案による改訂案が、現行のIAS第12号に代わって法人所得税に関する基準となります。新基準の適用時期については公開草案では言及されていませんが、IASBの2009年6月3日現在のプロジェクト作業計画(Work Plan)によると、2010年の下半期(7~12月)に最終基準として公表される予定になっています。

ここでは、公開草案における主要な提案事項を現行のIAS第12号と比較しながら解説します。

### ①税務上の簿価(税務基準額)の定義

現行のIAS第12号は、予想される資産の帳簿価額の回収方法が、売却により行われるのか又は使用を通じて行われるのかによって、適用される税率や税務上の取扱いが異なる場合には、企業は当該資産が回収される方法を予想した上で税務上の簿価を算定することとしています。

一方、公開草案は、資産の税務上の簿価を、報告期間の期末日において、当該資産が帳簿価額で「売却」又は負債が「決済」された場合の税務上の影響額として算定することを提案しています。この結果、経営者が回収方法を予想する必要がなくなり、経営者の予測は税務上の簿価の算定へ影響を与えないこととなります。

また、「税務上の簿価」を表す英語表現を、「Tax Base」から「Tax Basis」へ変更し米国基準への統一を図っています。

### ②一時差異の定義

現行のIAS第12号では、一時差異を「ある資産又は負債の財政状態計算書(貸借対照表)上の資産又は負債の帳簿価額と税務上の簿価との差異」と定義しています。

一方、公開草案では、一時差異を「関連する資産、負債又はその他の項目の帳簿価額が回収又は決済されるときに、課税所得に影響を及ぼすであろうと予想される(又は資産・負債以外の項目の場合、将来の課税所得に影響を及ぼす)場合における当該項目の帳簿価額とその税務上の簿価の差異」と定義しています。

この定義の差異により、例えば資産の帳簿価額が回収されるときに課税所得に影響を及ぼすか否かの判断において、必然的に資産の回収方法(売却又は使用等)に関する経営者の予測が介入することとなります。したがって、経営者の予測は税務上の簿価の算定においては排除されましたが、一時差異の算定においては実質的に考慮されることとなります。

### ③当初認識に関する適用除外規定

現行のIAS第12号では、原則としてすべての一時差異(税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を含む)について、繰延税金を認識しなければならないとしています。しかし、例外規定として、(a)のれんの当初認識に関連する繰延税金負債及び(b)以下のいずれの要件も満たす取引から生じる資産・負債の当初認識に関連する繰延税金資産・負債を認識してはならないとしています(以下、「当初認識に関する適用除外規定」)。

- ▶ 企業結合ではない取引
- ▶ 取引時に、会計上の損益にも、税務上の課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引

公開草案では、当初認識に関する適用除外規定を廃止し、原則として、一時差異(税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除を含む)が発生したときには、常にすべての一時差異に対して繰延税金資産・負債を認識することとしています。しかし、のれんの当初認識時に生じる繰延税金負債及びその事後的な変動は、公開草案においても認識しないこととされています。

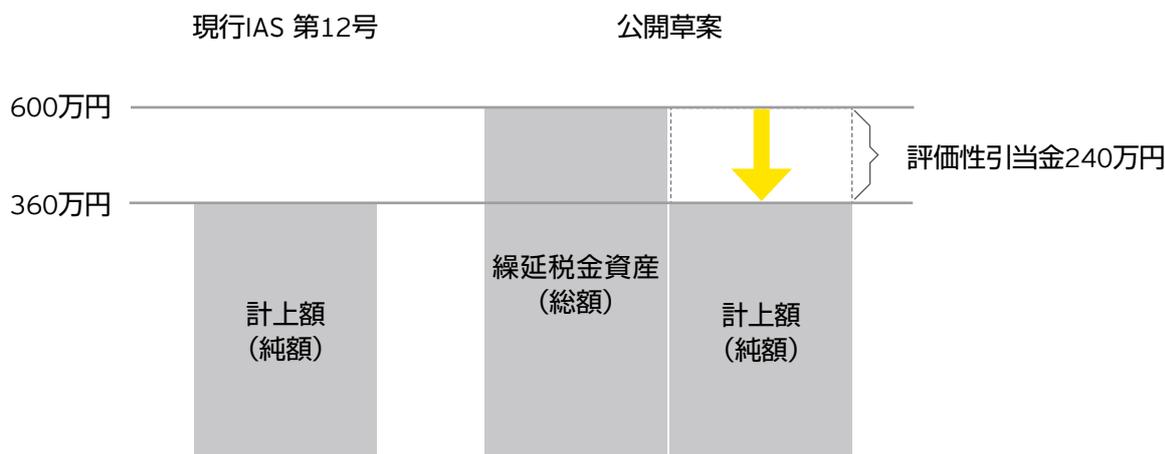
### ④繰延税金資産に対する評価性引当金

現行のIAS第12号では、繰延税金資産として認識される金額は、将来に当該一時差異を使用するだけの課税所得が得られる可能性が高い(probable)範囲に限られます。

一方、公開草案では、米国基準と同様に「評価性引当金アプローチ」を導入し、将来減算一時差異に関しては、いったん全額の繰延税金資産を計上し、計上された繰延税金資産の回収可能性が50%超(more likely than not)と判断される金額まで減額するために、別途、評価性引当金を計上します(図表2参照)。このアプローチの導入による、計上すべき繰延税金資産の純額への影響はありません。

また、現行のIAS第12号で用いている「probable」を公開草案では「more likely than not」に変更し、50%超の確率であることを明確にするとともに、米国基準との用語の統一を図っています。

(図表2) 現行のIAS12号と公開草案における繰延税金資産の表示方法



#### ⑤当期税金及び繰延税金資産・負債の測定

公開草案では、実質的に施行されている税率(及び税法上の諸規定)を用いて、当期税金及び繰延税金資産・負債を測定することを要求すると共に、「実質的に施行」の意味を明確にしています。「実質的に施行」の時期とは、新しい税率(及び税法上の諸規定)が公表されており、今後さらに必要となる施行プロセスが、過去の経験から照らして影響(事後的な変更)を及ぼさないと判断される場合であることを明確にしました。

#### ⑥不確実な税務上のポジション

公開草案では、不確実な税務上のポジションに関連する負債(又は資産)の認識と測定に関して、明確な規定が追加されました。すなわち、企業は、金額は不確実ですが、仮に税務当局が否認した場合には、無条件に税金を支払う債務を負っているため、負債の認識が求められます。

認識される不確実な税務上のポジションに関する当期税金及び繰延税金負債(又は資産)は、起こりうる結果に関する発生可能性を加重平均して計上する方法(Probability Weighted Average Approach)を用いて測定を行います(図表3参照)。

(図表3) 発生可能性の加重平均による算定方法の一例

税務ベネフィット (A)	発生可能性 (B)	発生可能性加重平均 (A) x (B)
1000	10%	100
800	20%	160
600	25%	150
400	30%	120
0	15%	0
合計		530

図表3の場合には、会社は税額計算時に1,000の税務ベネフィット<sup>1</sup>を享受しようとしていますが、上記の算定結果によると会計上で認められる税務ベネフィットは530のみであり、差額470は追加の負債計上が求められます。

#### ⑦財務諸表上の表示

現行のIAS第12号では、すべての繰延税金資産・負債は、財政状態計算書(貸借対照表)において非流動資産又は負債として分類される一方、公開草案では、関連する資産又は負債の分類に応じて「流動」又は「非流動」に分類することを求めています。また、資産又は負債に関連しない繰延税金資産及び負債(例:税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産)は予想される一時差異の解消時期に基づいて分類されます。

なお、現行のIAS第12号と公開草案では、開示項目の基本的部分についての変更はありませんが、現行のIAS第12号から削除又は追加された開示項目があります。削除された開示項目には、一定の場合に求められていた、繰延税金資産の金額及び回収可能性があると判断した根拠の説明が含まれ、追加された開示項目には、不確実な税務上のポジションに関する情報の開示が含まれます。

IAS第12号「法人所得税」に代わる新基準の公開草案(原文)は、以下のIASBのウェブサイトから閲覧できます。

▶ IASB (<http://www.iasb.org/Home.htm>)

### 3. 税務への影響と税務・経理担当者が検討すべき課題

我が国の法人税法は、確定決算主義の下、課税所得計算は企業会計に基づく計算結果をスタートポイントとして行われるべきことを定め、さらに、一定の費用項目については、損金算入の要件として企業会計上で費用処理を求める損金経理要件を課しています。したがって、課税所得計算の基礎となる個別財務諸表へのIFRSの適用は、課税所得へ影響を及ぼす可能性があります。

個別財務諸表へのIFRSの適用に関して、ロードマップは、個別財務諸表に先行して連結財務諸表へIFRSを適用する、いわゆる連結先行の考え方を表明しています。その考え方に基づき、個別財務諸表がこれまでどおり我が国の会計基準にしたがって作成され、それをベースに課税所得の計算が行われている限り納付税額への影響はないこととなります。

その場合であっても、IFRSの適用は、単なる会計処理の変更に留まらず、税務を含めて会社が行う多くのプロセスへ影響を与える可能性があります。実際に検討すべき課題は、業種や会社の規模など、各社が置かれている状況により様々であり、求められる対応は複雑で多岐に渡ることが予想されます。ここでは、IFRSの適用が企業活動に与える影響のうち、特に税務面で検討が必要だと思われる事項についてご紹介します。

#### ①損益計算書の税金費用への影響

我が国の会計基準において、税金費用は、当期の法人税等として納付すべき額(法人税等)及び税効果会計適用による法人税等の調整額(法人税等調整額)に分けられます。法人税等は会計基準がIFRSへ変更になることに伴う影響がないように思われますが、前述した不確実な税務上のポジションがIFRSで導入され、それが日本基準でコンバージョンの対象とならない場合などいくつかの点において影響を受けることとなります。加えて、IFRS適用後は、日本基準では実施されない項目に関して、公正価値による資産・負債の再測定が必要な場合も想定され、それにより関連する資産・負債の税務上の簿価との差異もそれに対応し変動するため、法人税等調整額にも影響を与える場合があります。これらの変動は会社の実効税率に影響を与え、さらに税金費用の内訳も大きく変更となる可能性があります。結果として、過去の財務諸表との単純な数値の比較ができなくなる可能性もあり、財務諸表を利用する利害関係者に対しては十分にIR活動を通じて周知しておく必要が出てくると考えられます。

#### ②繰延税金資産・負債の再計算

繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の金額と、課税所得計算上の資産及び負債の金額(いわゆる、「税務上の簿価」)の差額が一時差異となり、その一時差異に回収又は支払が行われる期の税率を乗じて算定されます。

1 税務ベネフィットとは、税務申告書上で益金不算入、損金算入、税額控除などによって課税所得を減少させることによって得られる税額の減少をいいます。

IFRSは継続的に基準の改訂や新基準の公表が行われているため、日本基準がいったんコンバージェンスを完了した基準であっても、その後、IFRSと日本基準との間に差異が生じているものが存在します。加えて、日本基準では実施されない項目に関して、IFRSでは公正価値による資産及び負債の再測定が必要となる項目もあります。これらの理由から、会計上の簿価に変更が生じた場合には、税務上の簿価に変更がない場合でも、当然のことながら繰延税金資産・負債の再計算が必要となります。

### ③移転価格への影響

#### (a) 比較対象企業との会計基準の差異

財務諸表をもとに経済分析を行う際には、国外関連取引と比較対象取引の間で会計処理方法が異なることによる差異を調整する必要があります。その方法として考えられるのは、例えば、自社がIFRSを用いている場合には、日本基準を用いている比較対象をIFRSに変換するか、自社がIFRSを日本基準へ変換するかのどちらかということになります。しかし、比較対象となる財務諸表を構成する会計基準を変換することは、技術的に難しい面もあるように思われるため、事前に差異の調整方法を検討しておく必要があります。

#### (b) 事前確認制度(APA)への影響

例えば5年を確認対象事業年度とする事前確認について、すでに税務当局による確認がなされている場合に、その期間の途中で自社が用いる会計基準がIFRSへ変更となったときには、税務当局へ申し出た独立企業間価格の算定の方法等との間に齟齬が生じる可能性があります。また、今後明らかにされていくものと思われませんが、IFRSの適用により独立企業間価格の算定の基礎となる数値に影響がある場合には、修正の申出が必要となってくる可能性があります。

### ④不確実な税務上のポジションに係る税務プロセスの構築

前述したとおり、公開草案では不確実な税務上のポジションに関する規定が追加されました。そのため、当該規定の要求を満たすためには、不確実な税務上のポジションをいかに特定・数値化し、財務諸表へ反映させるかという税務プロセスを構築する必要があります。しかし、不確実な税務上のポジションの影響額を見積計上する税務プロセスについては、日本の会計基準で要求されていないところでもあるため、新規に構築しなければならない会社がほとんどであると思われます。また、これらの追加・変更された税務プロセスに対しては、会社法や内部統制報告制度に基づき内部統制が構築され、その整備・運用の状況が記録・保存されている必要があります。どのような税務プロセスを整備するかに加え、効果的な内部統制を整備・運用することが求められており、場合によっては、外部の専門家等の関与が効果的であると思われます。

### ⑤情報システムの更新

会計数値が変更になることに伴い、システムの抜本的な更新も考えられますが、科目体系や繰延税金に係る勘定科目のマッピングの変更、税金計算のための情報収集過程の変更を行うことも考えられます。これを機に、税金引当計算や税務コンプライアンスなどの税務業務においてもより自動化された仕組みを導入することも考えられますが、今すぐの自動化が困難な場合には、将来の改善を見据えた変更にも検討に値するものと思います。

税務・経理担当者は、多くの場合、IFRS移行作業の初期段階から関与することになるため、採用する会計基準の変更のための方法論はもちろんのこと、税金計算から財政状態計算書(貸借対照表)の表示等に至るまで影響が生じる分野についての理解が必要になります。効果的な移行とその後の運用を実現するため、対処すべき課題の検討や継続的な人材育成計画に基づいたトレーニングを提供することが重要であると考えられます。

本ニュースレターに加えて、アーンスト・アンド・ヤングの日本におけるメンバーファームである新日本有限責任監査法人が過去に発行した以下のニュースレターも併せてご参照下さい。

- ▶ 日本版IFRS導入ロードマップの確定について  
[http://www.shinnihon.or.jp/knowledge/global/IFRS\\_Supplement\\_200906\\_2.pdf](http://www.shinnihon.or.jp/knowledge/global/IFRS_Supplement_200906_2.pdf)
- ▶ 公開草案「法人所得税」-IAS第12号に代わる新基準の提案  
[http://www.shinnihon.or.jp/knowledge/global/IFRS\\_Supplement\\_36.pdf](http://www.shinnihon.or.jp/knowledge/global/IFRS_Supplement_36.pdf)

## 租税条約等をめぐる最近の動向

### 1. 日本－スイス租税条約の改正

「所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約」(以下、「新日ス条約」)の改正について、日本国政府はスイス連邦政府との間で2008年11月から締結交渉を行っていましたが、2009年6月26日に基本合意に至ったことが財務省から発表されました。当該租税条約は、両国政府内における必要な手続きを経た上で署名が行われ、条約案の内容が確定し、その後、両国における承認手続きを経た上で発効することとなります。財務省の発表による基本合意された条約案の主な内容は以下のとおりです。

投資所得(配当、利子、使用料)に対する源泉地国の限度税率は、下記のとおり、軽減又は免除されることとなりました。また、併せて租税回避の防止のための措置が設けられることとなります。

#### ①配当

	旧条約	新日ス条約
親子・関係会社間配当	10% (持株割合25%以上であり、かつ、その他所定の要件を満たすもの)	免税(持株割合50%以上) 5%(持株割合10%以上)
一般の配当	15%	10%

#### ②利子

旧条約	新日ス条約
10% (政府等が受け取る利子は免税)	10% (政府、銀行等が受け取る利子は免税)

#### ③使用料

旧条約	新日ス条約
10%	免税

### 2. サウジアラビア王国との租税条約の基本合意

「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約」について、日本国政府はサウジアラビア王国政府との間で2008年10月22日から締結交渉を行っていましたが、2009年6月26日に基本合意に至ったことが財務省から発表されました。当該租税条約は、両国政府内における必要な手続きを経た上で署名が行われ、条約案の内容が確定し、その後、両国における承認手続きを経た上で発効することとなります。財務省の発表による基本合意された条約案の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 進出した企業の事業活動による所得に対する源泉地国課税の対象の明確化
- (2) 投資先国での投資所得(配当、利子、使用料)に対する源泉地国課税の軽減
- (3) 課税当局間の協力の枠組みの設置

### 3. バーミューダとの租税協定の基本合意

日本国政府はバーミューダ政府との間で2009年6月12日に情報交換を主体とした租税協定の締結交渉を開始し、2009年6月26日に基本合意に至ったことが財務省から発表されました。当該租税協定は、両国政府内における必要な手続きを経た上で署名が行われ、協定案の内容が確定し、その後、両国における承認手続きを経た上で発効することとなります。財務省の発表による基本合意された協定案の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 国際基準に基づく租税に関する透明性の向上及び情報交換の実効性の確保
- (2) 人材交流促進の観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての支払地における課税の減免等

(注) 上記記事は、以下の財務省の資料を参照して作成しています。

- ▶ スイス連邦との租税条約の改正について基本合意に至りました(2009.6.26)
- ▶ サウジアラビア王国との租税条約が基本合意に至りました(2009.6.26)
- ▶ バーミューダとの情報交換を主体とした租税協定が基本合意に至りました(2009.6.26)

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kokusaiz.htm>

8月号 予告

- ▶ 地方法人特別税の導入と税務への影響

## Contact

### ▶ 我が国におけるIFRSロードマップと税務への影響、 税務・経理担当者が検討すべき課題

#### タックス アカウンティング リスク アドバイザリー サービス(TARAS)部

阿部 晋也	パートナー	03-3506-2580	shinya.abe@jp.ey.com
石田 仁司	パートナー	03-3506-2495	hitoshi.ishida@jp.ey.com
古川 武宏	パートナー	03-3506-2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com

世界的な会計基準の収斂、税法の複雑化、税金計算に対する監視の強化、内部統制の整備運用、決算早期化、事業形態の多様性、組織再編等、企業を取り巻く税務環境が大きく変化しているため、企業にとって税務機能の重要性が高まってきています。

TARAS部では、このような税務環境に対応すべく以下のサービスを提供しています。

- ▶ 日本の企業会計基準、米国財務会計基準書第109号、国際財務報告基準第12号に規定する法人所得税にかかる法人所得税引当の計算サポート
- ▶ FASB解釈指針第48号「法人税における不確実性に関する会計基準」(FIN48)の適用による一連の文書化作業のサポート
- ▶ 税務申告書作成マニュアル、外国税額控除計算マニュアル、連結納税マニュアル等の各種税務マニュアルの作成サポート
- ▶ 税務にかかる業務・管理プロセスの評価・改善のサポート
- ▶ 税務方針の診断、税務申告書のレビュー、模擬税務調査等による税務リスク診断サービス
- ▶ 税務リスク管理体制の構築・モニタリング・改善にかかるサポート
- ▶ 日本ならびに米国SOX法に準拠した内部統制の文書化・モニタリング・改善にかかるサポート

### ▶ 租税条約等をめぐる最近の動向

#### 国際税務部

網野 健司	パートナー	03-3506-2164	kenji.amino@jp.ey.com
田村 順	パートナー	03-3506-2084	jun.tamura@jp.ey.com

国際税務部では、日本および海外の税務に関連する以下のサービスを提供しています。

- ▶ 海外進出に係る税務アドバイス(現地および日本)
- ▶ 海外でのM&Aにおけるストラクチャリングアドバイス
- ▶ M&A後の組織融合のためのグローバル組織再編アドバイス
- ▶ 連結実効税率最適化のためのサプライチェーンマネジメント(TESCM)
- ▶ 持株会社、ファイナンスカンパニーの設立アドバイス
- ▶ 多国籍グループ内における国際税務リスクマネジメント
- ▶ 国際税務戦略立案、実行のサポート、など

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、  
下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。